

## 第7回「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」 の開催について

標記検討会を以下のとおり開催しますのでお知らせします。

1. 日 時 平成19年2月28日(水) 10:00～12:00
2. 場 所 気象庁講堂
3. 議事(案)
  - (1)「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告(案)について
  - (2)その他

傍聴は可能ですが、会場の都合上、希望される方は、2月21日(水) 17時までに以下の連絡先までご連絡願います。また、場合によっては、席を準備できない場合もありますのでご了承ください。

写真・映像等のカメラ撮影は、冒頭のみ可とさせていただきます。

### 【連絡先】

気象庁地震火山部管理課(03-3212-8341 内線 4516,4505)

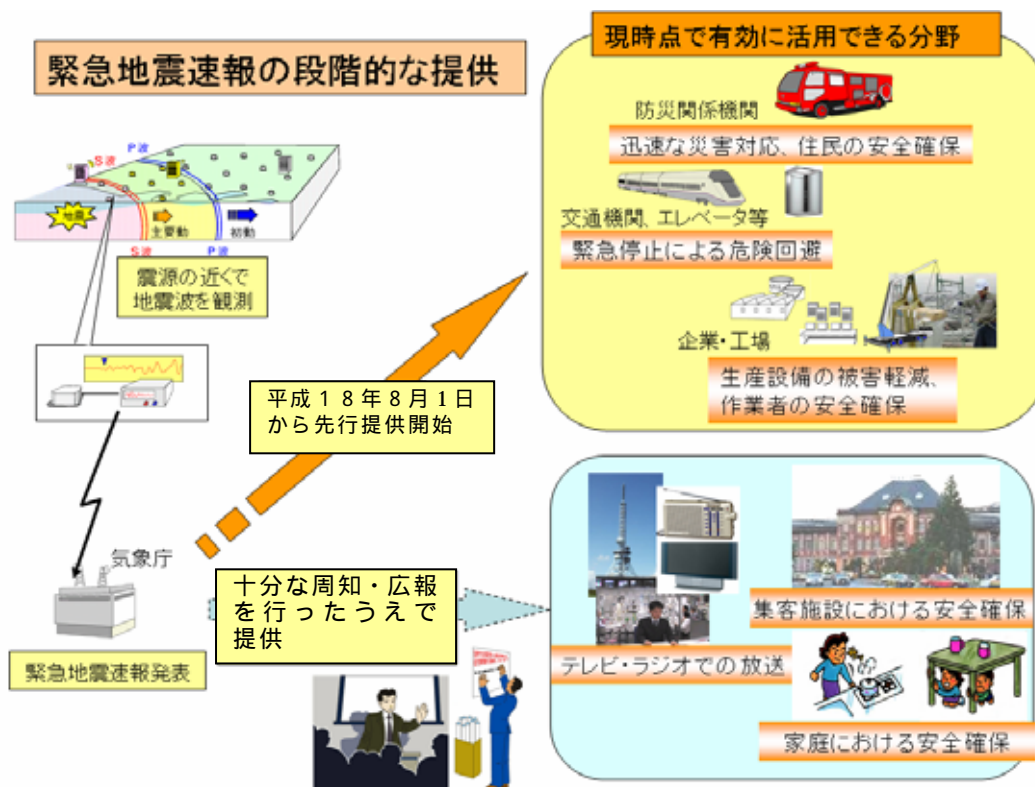
(参考)

## 緊急地震速報とは

緊急地震速報は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源位置やマグニチュードを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。

緊急地震速報には、次のような限界がありますが、このような限界を踏まえつつ、緊急地震速報を適切に活用し、大きな揺れが到達する前に対策を講じることで、地震災害の軽減が期待されます。

- (1) 震源に近いところでは情報の提供が大きな揺れの到達に間に合わない。
- (2) 震度等の推定には誤差を伴うことがある。



気象庁では、全国約200箇所の地震計に加え、(独)防災科学技術研究所の高感度地震観測網(全国約800箇所)を利用し、緊急地震速報の先行的な提供を、平成18年8月1日から行っています。

気象庁では緊急地震速報がより有効な情報となるよう、今後も、(独)防災科学技術研究所と協力して、緊急地震速報の高度化に努めていきます。